

随意契約理由

令和6年(2024年)5月1日

契約担当課名	教育総務課
発注担当課名	教育センター
契約名称	児童・生徒用タブレット端末一式（転入生対応分）
契約内容	児童・生徒用タブレット端末一式（転入生対応分）
契約締結日 及び契約期間	令和6年（2024年）5月1日 令和6年（2024年）5月1日～令和6年（2024年）6月28日
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号 株式会社内田洋行大阪支店
契約金額	8,197,200円
随意契約理由	<p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> <p>本件は、児童・生徒が授業等で使用するタブレットを調達するものです。 当該タブレットを各教室で利用するためには、SIMカードの挿入・設定作業、既存の学習系ネットワークに接続するための作業や各種ソフトウェアの設定が必須であり、既存の児童生徒用タブレットと同様の設定が求められます。</p> <p>株式会社内田洋行 大阪支店（以下「同社」とします。）は、本市の既存タブレットの設計・導入、学校ネットワークの構築及び運用保守を行っており、本市独自の機器設定を熟知している同社以外が作業することは不可能であり、障害発生時の迅速な対応も見込めます。</p> <p>そのため、同社と随意契約の締結を行うものです。</p>